

災害に便乗した悪質商法に注意！

過去の災害における相談事例

●家屋等の修理に関すること

- 見知らぬ業者が家を訪問し、「後日、行政から補助金が出るため、自己負担なしで修理できる」「保険金が使える」などと勧誘する。
- 「早く工事(修理)を行わないと大変なことになる」と不安をあおる。

●義援金、寄付に関すること

- 行政機関の職員などと言って、義援金(寄付金)を集める。

●その他

- 「無料」「ボランティア」と言って家の片づけなどを行い、後から高額な代金を請求する。
- 「補助金申請の代行をしてあげる」と言って、金銭を要求する。

消費者被害防止のポイント

- 勧誘されてもその場では契約せず、複数の事業者から見積もりを取ったり、周囲に相談したりした上で慎重に契約しましょう。
- 「訪問者が帰ってくれない」「事業者の対応に不安を感じる」ときなどは、すぐに警察に連絡しましょう。
- 様々な情報が出回りますが、直接公的機関に真偽を確認しましょう。

「困ったな」「不安だな」と思った時は、早めにご相談ください。

■水俣市消費生活センター ☎0966-61-1333

受付時間：平日 午前9時から正午、午後1時から午後4時まで

■消費者ホットライン ☎188 (局番なしの3桁番号)

受付時間：平日 午前9時から午後5時まで

土曜・日曜・祝日 午前10時から午後4時まで

■最寄りの警察署または警察安全相談 ☎#9110 又は ☎096-383-9110

受付時間：平日 午前8時30分～午後5時まで